

神戸大学における知的財産法教育

2004年5月13日

神戸大学大学院法学研究科

中川丈久

1. 法科大学院における「知財型」職業法曹の養成

(1) 「IPロイヤー」養成が3本柱のひとつ

神戸大学法科大学院（正式名称：法学研究科実務法律専攻）では、専門領域を有する高度法曹を目指す学生のため、ビジネスローをフルラインで開講しているが、知的財産法分野は、法科大学院における教育の柱の一つとなっている。

学生が自分の目指す法曹をイメージして履修計画を立てる助けとなるよう作成されている「履修ガイドライン」においては、職業法曹を3つの類型に分け、市民生活に密着した「市民生活型」職業法曹、先端ビジネスローに関わる「企業法務型」職業法曹と並んで、知的財産法の専門家である「知財法型」職業法曹を挙げており、「IPロイヤー」の養成は、神戸大学法科大学院の目的の一つである。

(2) 「IPロイヤー」養成のためのカリキュラム

そこで、神戸大学法科大学院では、「IPロイヤー」の名にふさわしい真の創造性と応用力を備えた人材を育成するべく、知財法については14単位の科目展開を行っている。公法系の必修科目（憲法・行政法）の上限が12単位、刑事系（刑法・刑訴法）の必修科目の上限が14単位という規制がかかっていることに比べると、14単位の重みが理解されるであろう。

知財法科目で14単位の提供は、全国屈指であり、関西圏では最大である。

L 2 後期	著作権法	(4単位)	[担当:専任・研究者教員・井上由里子]
L 3 前期	商標法・不正競争法	(4単位)	[担当:専任・研究者教員・島並 良]
L 3 後期	特許法	(4単位)	[担当:同上 島並 良]
L 3 後期	R & W 知的財産法	(2単位)	[担当:非常勤・実務家教員・岡村久道]
	計	14単位	

もうひとつの特徴は、カリキュラム編成である。知財法全般につき、体系的で深い理解を得させることを重視した科目展開を行っている。

知財法が特許・著作権・標識というそれぞれ独立した法分野を形成しつつある現状において、各分野の繋がりを意識させた教育を行わなければならない。そうでなければ、技術やビジネスの発展に応じてダイナミックに発展していく知的財産法の全体像を見失ってしまい、次々に出現する新たな問題に、大局的見地からの正しい解決策を提示で

きない法曹を生むことに終わりかねない。

そこで、神戸大学法科大学院では、知的財産法を構成する科目として、「著作権法」「商標法・不正競争法」「特許法」をそれぞれ4単位科目として構成し、これを2名の専任の研究者教員が担当し、学生が、体系性と創造性を兼ね備えた理解を得ることができるよう意を用いている。

こうした慎重な基礎的教育をふまえたうえで、実務的能力を涵養させるべく、実際のケース分析やシミュレーション等を通じて、判決、契約書、判例評釈などの文書を作成する能力を涵養する「R & W (Research and Writing) ゼミ・知的財産法」が2単位分提供される。知財法に特化したリサーチ能力と文書作成能力の養成を図るためのークラス約15名のゼミである。知財弁護士の第一人者である岡村久道弁護士が担当する。

その他、知財法を専門とする職業法曹になるために有用な関連科目として、競争法としての共通性から、独占禁止法を中心とする経済法3科目(計8単位)、国際知財法としての共通性から、国際経済法3科目(計8単位)、国際私法・国際民事訴訟法2科目(計6単位)、国際取引法2科目(計6単位)、国際法3科目(計6単位)のほか、租税法(計8単位)、アメリカ法、ヨーロッパ法、アジア法(各4単位)などが用意されている。

(3) 平成16年度入学試験の結果

平成16年度の法科大学院入学者のバックグラウンドは、以下のとおりである。社会人経験者や、法学部以外の他学部の出身者はもとより、自然科学系のバックグラウンドを有する者も未修者コースを中心に入学している。志願段階では、これよりはるかに多数の自然科学系バックグラウンドを有する者がいたことを付言しておく。

学生定員 100名(未修者約30名、既修者約70名)

応募者 1400名 入学手続 104名

未修者 26名 (休学者〔職業上の理由による〕を除く)			既修者 66名		
職業経験者 18名			職業経験者 18名		
自然科学系学部出身者 6名			自然科学系学部出身者 3名		
	理学部	4名		理学部	1名
	農学部	1名		工学部	1名
	工学部	1名		基礎工学部	1名
うち修士以上の学位取得者 4名			うち修士以上の学位取得者 2名		
博士	工学	1名	博士	生命科学	1名
	理学	1名			
修士	工学	1名	修士	理学	1名
	農学	1名			

2. 法学研究科（理論法学専攻）における弁護士等のリカレント教育

（1）法曹リカレントコースの設置

法学研究科の理論法学専攻においては、博士課程前期課程（いわゆる修士課程）に、基礎法学や政治学のみを対象とする「研究者コース」「専修コース」や、法学政治学全般を対象とする「社会人コース」のほかに、平成16年度より新たに「法曹リカレントコース」を設置したばかりである（下表の網掛け部）。

これは、職業法曹としての道を歩み始めた後、業務上直面する課題を考察する中で抱いた問題意識を明確化し、より専門化・高度化した職業法曹となることを志す者に対する、リカレント教育プログラムである。

法学研究科	専門職学位課程	博士課程前期課程 （“マスターコース”）	博士課程後期課程 （“ドクターコース”）
実務法律専攻	法科大学院		
理論法学専攻		研究者コース（除・実定法）	研究者コース
		専修コース（除・実定法）	高度専門職業人コース
		社会人コース	
		法曹リカレントコース	
政治学専攻		研究者コース	研究者コース
		専修コース	高度専門職業人コース
		社会人コース	

（2）法曹リカレントコースの概要

法曹資格を持つ者、およびこれに準じる者を受け入れる（一定の経験や研修を積んだ弁理士も含まれる）。

知的財産法分野の能力を磨くことを志望する学生は、法科大学院における特許法、著作権法、商標・不正競争法（各4単位）とR&W ゼミ知的財産法（2単位）の計14単位を修得し、知的財産法分野に関する修士論文（またはリサーチペーパー）と知的財産法に関連する分野に関するレポート（第2演習レポート）を作成すれば、1年間で修士の学位を修得することができる。

参加者の動向を見ながら、数年内には、知的財産法分野のみを研究することで課程を修了できる体制を整えることも可能である。

修了者は、理論法学専攻の博士課程後期課程（いわゆる博士課程）への進学も期待される。

3. 将来的展望 総合的な知財法教育プログラムの一環としての法科大学院

以下は、本学で知的財産法を担当する井上由里子教授、島並良助教授にご相談したうえで、私が個人的立場でまとめた案である。

これまで述べたように、神戸大学法科大学院では、新人法曹の養成にあたって、表層的な知識の供給よりも、自ら応用して課題の解決を図ることのできる基礎力のある人材を育てるための教育体制を敷いている。また、法曹リカレント教育は、現に法曹となっている者が知財法を専門領域とするための教育機会を提供しようとするものである。

しかし知財法教育はこれで完結するわけではない。知財法教育・啓蒙に関する社会的要請は、このほか、弁理士の再研修、企業の知財担当者等の再教育、理科系技術者・研究者の知財（啓蒙）教育、理科系技術者・研究者等の知財専門家（弁理士・特許庁任期つき審査官など）の道を目ざす者に対する教育、（著作権法は理科系技術者ばかりでなく一般市民がかかわりをもつ法律なので）著作権（さらにインターネットと法など）の学内・学外に対する啓蒙教育、など多岐にわたる。

そこで将来的には、法科大学院、弁護士リカレントに止まらない、これらの様々なニーズを包含する知財法の研究・教育センターを、全国のいくつかの大学に拠点的に設けることが必要ではないかと考えられる。

このセンターには、当該大学から数名の教員が加わるほか、主として、内外の多数の知財法実務家 裁判官、弁護士、弁理士、行政官、企業の知財法務専門家等が、教師、ゲスト、学生など様々な立場で集い、さらには理科系の研究者等も交えて、知的財産法における新たな問題解決を共同で探るフォーラムとして機能することが期待される。あわせて、内外の知財関係資料を網羅的に備えた資料館的機能も必要であろう。大学が場所を提供する形で核となり、行政庁、企業、裁判所、弁護士会、弁理士会、知財協、著作権情報センターその他各種団体の協力を得て、協働的な知財法の研究・教育を進める場とするのである。

法科大学院における知財法教育や、法曹リカレントコースにおける知財法教育を、現在のものよりもさらに一步高みに進めるためには、こうしたセンター構想とリンクさせることが重要である。現在、神戸大学法科大学院にはいわゆる21世紀COEプログラムとして「市場化社会の法動態学」研究センターが設置されており、その研究成果の一部が、法科大学院の仲裁教育プログラムとして還元される予定である。知財法についても同様のセンターを構想することにより、より一層、法科大学院等における知財法教育の高度化が期待される次第である。

以上